

## 大阪文化資源魅力向上事業(令和8年度～令和9年度)の実施に係る 企画・運営等業務委託企画提案公募要項(公募型プロポーザル)

大阪文化芸術事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)※では、大阪・関西万博(以下、「万博」という。)の閉幕後も、大阪のにぎわい・盛り上がりを継続させるため、地域の文化資源のさらなる魅力向上を図るとともに、地域の魅力を発信し、観光客をはじめとした大阪への持続的な来訪者の確保や文化の振興につなげることを目的に、府内の市町村や文化振興団体等(以下、「市町村等」という。)と連携し、府内各地の文化財、伝統文化、文化芸術活動や文化施設等の文化資源(以下、「地域の文化資源」という。)を活用した公演等を中心とした文化芸術プログラム(以下、「文化芸術プログラム」という。)を実施する「大阪文化資源魅力向上事業」を実施します。

実施にあたっては、市町村等や文化芸術に関する専門人材(以下、「専門人材」という。)との緊密な連携の下、プログラムの企画・調整を進めるとともに、ノウハウや人的ネットワークの地域への蓄積を図ることとします。

なお、本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※構成団体(大阪府・大阪市・大阪商工会議所・公益財団法人大阪観光局・一般財団法人関西観光本部)

本公募は「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本業務に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本業務に係る予算が成立しない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

### 1 業務名

大阪文化資源魅力向上事業(令和8年度～令和9年度)の実施に係る企画・運営等業務委託

#### (1) 業務の目的

万博の閉幕後も、大阪のにぎわい・盛り上がりを継続させるため、市町村等と連携し、文化芸術プログラムを実施することで、地域の文化資源のさらなる魅力向上を図るとともに、地域の魅力を発信し、観光客をはじめとした大阪への持続的な来訪者の確保や文化の振興につなげる。

#### (2) 業務概要

別紙「大阪文化資源魅力向上事業(令和8年度～令和9年度)の実施に係る企画・運営等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

#### (3) 委託上限金額

総額 282,368,000 円(消費税及び地方消費税含む)

<各年度の上限額>

令和 8 年度 141,184,000 円(消費税及び地方消費税含む)

令和 9 年度 141,184,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※提案上限額は上記の総額 282,368,000 円(消費税及び地方消費税含む)とする。

※受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日(金曜日)まで

#### (5) その他

実施する文化芸術プログラムについては、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。また、実行委員会が企画するプログラムの実施等を求めることがあります。

## 2 スケジュール

令和8年3月6日(金曜日)から	公募開始
令和8年3月12日(木曜日)正午まで	説明会参加申込書提出期限
令和8年3月13日(金曜日)午前11時から	説明会開催
令和8年3月16日(月曜日)午後3時まで	質問受付締切
令和8年3月16日(月曜日)午前10時から 令和8年4月13日(月曜日)正午まで	提案書類受付期間
令和8年4月中旬以降	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和8年5月中旬頃	契約締結・業務開始

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和8年3月6日（金曜日）から令和8年4月13日（月曜日）まで  
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。  
 ただし、提出締切日（令和8年4月13日（月曜日））については正午まで。）

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪文化芸術事業実行委員会事務局

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課内

電話番号：06-6210-9306

（大阪府咲洲庁舎の地図）



###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)からダウンロードできます。(郵送、メール等による配布は行いません。)

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/koubo2026bunmi.html>

#### エ 受付期間

令和8年3月16日(月曜日)から令和8年4月13日(月曜日)正午まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。  
ただし、提出期限の令和8年4月13日(月曜日)については正午まで。)

※提出期限を過ぎた場合は受付しないのでご注意ください。

#### オ 提出方法

書類は、4(1)イ「配布場所及び受付場所」に持参してください。

(郵送、メール等による提出は認めません。)

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください。(電話番号:06-6210-9306)

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

### (2) 応募書類

ア 企画提案応募申込書(様式1:正本1部、副本15部)

イ 企画提案書表紙(様式2-1:正本1部、様式2-2:副本15部)及び

企画提案書(様式3:正本1部、副本15部)

※A4判(両面)で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とする。

ウ 応募金額提案書(様式4:正本1部、副本15部)

※各年度の上限金額に留意したうえで、提案すること。

エ 業務実績申告書(様式5:正本1部、副本15部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式6:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式7:1部)

③委任状(様式8:1部)※構成員が支店等の場合のみ

④使用印鑑届(様式9-1:1部)※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届(様式9-2:1部)※代表構成員が受任者の場合

カ 誓約書(参加資格関係)(様式10:1部)

キ 誓約書(暴力団関係)(様式11:1部)※すべての構成員の提出が必要

【添付書類】(共同企業体は以下のク~サの添付書類全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)
  - ①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
    - ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し(2部:最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分)
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書

※有価証券報告書提出会社については、上記①～③に加えて、キャッシュフロー計算書および注記も提出してください。
- (3) 応募書類の返却
 

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
 

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
  - ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
  - イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。
  - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類については電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。
  - エ 正本の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。
 

<記入例>「大阪文化資源魅力向上事業(令和8年度～令和9年度)の実施に係る企画・運営等業務委託」提案書 株式会社〇〇(団体名)
  - オ 副本については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないこと。(表紙及び背表紙含む)
  - カ 書類提出後の差し替えは認めません(実行委員会が補正等を求める場合を除く)。
  - キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
  - ク 既に発表済の既存事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施する事業と、本業務とを合体させた提案については審査の対象としません。必ず、本業務オリジナルの提案としてください。
  - ケ 応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
  - コ 提出時には一切の質問に応じません。

## 5 提案を求める事項

下記(1)～(3)について提案すること。

### (1) 文化芸術プログラムの企画

・文化芸術プログラムを提案すること。

《提案を求めるプログラム数》

- ・令和8年度及び令和9年度の各年度において、①北摂、②北河内及び中河内、③南河内、④泉州の4エリアで各1プログラム以上を提案することとし、2年間で12プログラム程度を提案すること。
- ・ただし、令和5年度から令和7年度に大阪文化資源魅力向上事業にてプログラムを実施した地域（豊中市、枚方市、東大阪市、八尾市、河南町、千早赤阪村、和泉市及び岸和田市）は提案の対象から除くものとする。

【提案対象の地域】

エリア	地域
①北摂	池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
②北河内及び中河内	寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市
③南河内	河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、太子町
④泉州	堺市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

《提案を求める内容》

- ・伝統芸能、音楽、舞踊やアート等の文化芸術コンテンツを軸に、地域の文化資源を活用し、その魅力を向上・発信できる文化芸術プログラムを提案すること。
- ・実施場所は文化財やホールなど、地域の文化資源の魅力創出にふさわしい場所を選定すること。
- ・提案にあたっては、地域の文化資源を活用するとともに、周辺の観光資源、地域のイベント等と連携した文化芸術プログラムとすること。
- ・提案にあたっては、プログラム毎に、想定する集客ターゲットおよび集客目標数を必ず明記すること。
- ・令和9年度のプログラムについては、場所や内容等について、令和8年度のプログラムからの継続性を問うものではない。

### (2) 広報計画

・地域の文化資源の魅力を広く発信し、府域への誘客につながる効果的な広報計画について提案すること。

《留意事項》

- ・事業全体の集客目標を設定し、達成に向けた広報計画を提案すること。
- ・メディアへの事前告知やチラシ、ポスター等の広報媒体の作成・配布、SNS、ブログなどの積極的な活用方策について、具体的に提案すること。

### (3) 運営体制

・確実に業務を履行するための体制について、提案すること。

《留意事項》

- ・2カ年の長期契約となるため、過去実績等も踏まえた、応募提案者の強みについて記載すること。
- ・プログラムの企画・運営にあたっては、市町村等及び専門人材（大阪文化資源魅力向上事業の実施に係る企画・運営等業務委託仕様書 **6. 業務概要**【専門人材について】を参照）と協議・調整を

行いながら進めることを前提とした、運営体制の提案とすること。

**【共通の留意事項】**

- ・本事業の事業趣旨を十分に理解し、また、2カ年事業であることを意識して提案すること。
- ・会場については、提案にあたり、実現性の高い会場を提案すること。ただし、提案時に必ずしも確保できていることを求めない。
- ・実施するプログラムは、無料・有料を問わない。
- ・プログラムの実施場所及びプログラムの内容等は、提案内容をもとに、専門人材や市町村等の意見を踏まえ、実行委員会と協議のうえで決定する。その際、実行委員会から、予算の範囲内でプログラム等の追加・変更を求めることがある。

(過去の事例)

<https://osaka-ca-fes.jp/bunmi/> ※令和5年度から令和7年度に実施したプログラム

## 6 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1) 開催日時

令和8年3月13日(金曜日) 午前11時から(受付開始 午前10時30分)

(2) 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)41階共用会議室7

- ・Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル
- ・Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結約100メートル
- ・ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

(大阪府咲洲庁舎の地図)



※Microsoft Teams の Web 会議機能を使ったオンライン説明会も同時に開催いたします。

(お申込みいただいた方には別途視聴用 URL を連絡します。)

(3) 申込方法

参加希望者は、大阪文化資源魅力向上事業の実施に係る企画・運営等業務委託説明会参加申込書(様式12)を、電子メールにて以下までお申し込みください。

※件名に「【(団体名)】「大阪文化資源魅力向上事業の実施に係る企画・運営等業務委託 説明会申込」と明記してください。

※メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 備考

- ・口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- ・本公募要項等資料は各自で持参ください。
- ・説明会への参加者は1団体2名を上限とします。
- ・説明会のアーカイブ配信は行いません。
- ・障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「7 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和8年3月12日(木曜日)正午まで

## 7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年3月16日(月曜日)午後3時まで

(2) 提出方法

大阪文化資源魅力向上事業の実施に係る企画・運営等業務委託 質問票(様式13)により、電子メールで受け付けます。

その際、件名に「【(団体名)】大阪文化資源魅力向上事業の実施に係る企画・運営等業務委託 質問」と明記してください。

メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)に掲示し、個別には回答しません。(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(※) ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/koubo2026bunmi.html>

## 8 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

※なお、プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

- ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

## (2) 審査基準

審査項目	審査内容		配点
プログラムの企画・運営	理解 知識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的・内容に対する理解・知識はあるか</li> <li>・2カ年を通した事業計画となっているか</li> <li>・地域の文化資源の魅力向上や魅力発信につながる内容となっているか</li> <li>・多くの来阪者に楽しんでもらえる魅力ある内容となっているか</li> </ul>	25点
	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的を達成しうる企画力（集客力・話題性・独創性、地域との連携方策等）はあるか</li> </ul>	25点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は実現可能で、具体性があるか</li> <li>・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か</li> <li>・集客見込みは妥当か</li> </ul>	15点
戦略的な広報計画・活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力発信や府域への誘客につながる効果的な広報計画となっているか</li> <li>・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略となっているか</li> <li>・広くメディアに取り上げられるような具体的計画となっているか</li> </ul>		15点
運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を確実かつ円滑に実施できる運営体制が確保されているか（市町村や文化振興団体等との連携体制の構築を含む）</li> <li>・事業趣旨に沿った専門人材の活用が期待できるか</li> <li>・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ）はあるか</li> <li>・民間、地域等との連携できる体制となっているか</li> <li>・安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか</li> </ul>		15点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</li> </ul>		5点
合計点			100点

## (3) 審査結果

- ア 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ（※）において公表します。応募が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。また、応募が1者であった場合で、採択されないときは、事業者の名称は公表しません。

（※）ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/koubo2026bunmi.html>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\*総合評価点・価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \*申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \*得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \*講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)
- (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 契約に関する事項

### (1) 手続きについて

- ① 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。
- ② 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- ③ 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- ④ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- ⑤ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- ⑥ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値

は保証書に記載された保証金額による。

- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
- イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

## (2)再委託について

- ① 受託事業者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできない。
- ② 受託事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、実行委員会の承諾を必要としない。
- ③ 受託事業者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により実行委員会の承諾を得なければならない。
- ④ 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪府暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## (3)その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。
- ② 本事業は、2年間の長期契約となるため、令和8年末に、外部有識者で組織する事業者評価委員会を開催し、事業実績や進捗状況を評価することとする。受託事業者の事業実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受託事業者に継続して委託することが適当でないとして事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、実行委員会は、業務委託契約書の規定にかかわらず、契約を解除出来るものとする。なお、評価の基準については別途定める。

## 10 その他

応募提案にあたっては、「大阪文化芸術事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。